

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	母子保健関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

草津町は、母子保健関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

○事務の一部を外部業者に委託しているため、業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。
○健康管理システムにおける自然災害等による被害軽減のため、町外に設置してある主サーバーとの接続にあつては、専用回線を利用し、不正アクセス対策を講じている。

評価実施機関名

群馬県草津町長

公表日

令和6年12月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健関係事務
②事務の概要	母子保健法の規定に則り、母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は、郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、関する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を行う。
③システムの名称	健康情報システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健(妊婦)ファイル 母子保健(乳幼児)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法) ・第9条第1項 別表の70の項 2. 母子保健法(昭和40年法律第141号) ・第10条(保健指導)等 3.番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2の表(令和6年デジタル庁、総務省令第9号) 95の項、96の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(令和6年デジタル庁令・総務省令第9号)第97条、第98条 ■情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表(令和6年デジタル庁、総務省令第9号) 95の項、96の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(令和6年デジタル庁令・総務省令第9号)第97条、第98条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	愛町部健康推進課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	草津町役場 愛町部 健康推進課 吾妻郡草津町大字草津464番地28 電話:0279-88-5797(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	草津町役場 愛町部 健康推進課 吾妻郡草津町大字草津464番地28 電話:0279-88-5797(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、同性同名者がいた場合の十分な再確認、住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、住民基本台帳事務等では上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を原則行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の保管及び廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 	
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 	
判断の根拠	<p>特定個人情報を取扱う基幹システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワード及び静脈認証により管理しており、人事異動や定年退職等により特定個人情報を扱わないことになった場合には、基幹システム管理者がアクセスができないようにしている。また、不正操作がないかアクセスログを記録し必要な場合には分析を行うことになっているので、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。</p>	

重要箇所

実施日	項目	実施前の状態	実施後の状況	輸出時期	輸出時期に署名欄
2024年10月12日	1. 関連情報 1. 特定個人情報ファイル名を18文字以内とする等の取組	特定個人情報ファイル名は、以下の場合に使用可能 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子保健手帳の交付に関する事項	母子保健法(昭和40年12月28日法律第141号)第10条(健康診査)等 母子保健法施行規則(昭和40年12月28日厚生省令第14号)第46条	事後	
2024年10月12日	1. 関連情報 1. 特定個人情報ファイル名を18文字以内とする等の取組	健康情報システム 国民健康保険システム 市営カーナビ	健康情報システム 国民健康保険システム 市営カーナビ サービス検索・電子申請機能(マイナンバー)	事後	
2024年10月12日	1. 関連情報 3. 個人番号の利用(法上上の取組)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (昭和24年9月19日法律第27号) 第27条(以下、番号法) 第10条(健康診査)等 番号法別表第一の五(番号法別表第一の五)第40条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (昭和24年9月19日法律第27号) (以下、番号法) 第10条(健康診査)等 番号法別表第一の五(番号法別表第一の五)第40条	事後	
2024年10月12日	1. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	■情報提供の提供 番号法第18条第1号(特定個人情報の提供の制限)及び同条第二	■情報提供の提供 番号法第18条第1号(特定個人情報の提供の制限)及び同条第二	事後	
2024年10月12日	1. 関連情報 1. ②事務の概要	(4)子育てワンストップサービスを導入する等	(4)サービス検索・電子申請機能を導入する等	事前	
2024年10月12日	1. 関連情報 1. ③システムの概要	サービス検索・電子申請機能(マイナンバー)子育てワンストップサービスを導入する等	サービス検索・電子申請機能	事前	
2024年10月12日	1. 関連情報 3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (昭和24年9月19日法律第27号) 第27条(以下、番号法) 第10条(健康診査)等 番号法別表第一の五(番号法別表第一の五)第40条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (昭和24年9月19日法律第27号) (以下、番号法) 第10条(健康診査)等 番号法別表第一の五(番号法別表第一の五)第40条	事後	特定個人情報保護審査会による特定制裁
2024年10月12日	1. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	■情報提供の提供 番号法第18条第1号(特定個人情報の提供の制限)及び同条第二	■情報提供の提供 番号法第18条第1号(特定個人情報の提供の制限)及び同条第二	事後	特定個人情報保護審査会による特定制裁
2024年10月12日	1. 関連情報 5. 取組状況(2)取組の進捗	記載なし。	記載なし。	事後	特定個人情報保護審査会による特定制裁
2024年10月12日	1. 関係情報 1. 関係人等 1. 関係人等 平成28年10月15日 2. 取組状況 平成28年12月18日	1. 関係人等 平成28年10月15日 2. 取組状況 平成28年12月18日	平成28年10月15日	事後	特定個人情報保護審査会による特定制裁
2024年10月12日	1. 関係情報 1. 関係人等 1. 関係人等 平成28年10月15日 2. 取組状況 平成28年12月18日	1. 関係人等 平成28年10月15日 2. 取組状況 平成28年12月18日	平成28年10月15日	事後	特定個人情報保護審査会による特定制裁